

経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

今回のテーマ： 2022年度税制改正大綱～法人税関連～

2022年度の税制改正大綱が公表されました。法人税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

### 賃上げ税制

		2022年4月1日以後開始する事業年度より適用	
		現状	改正後
人材確保等促進税制	適用要件	$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$	$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$
	税額控除	控除対象新規雇用者給与等支給額 × 15%	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15%
	上乗せ措置	$\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{前年度教育訓練費の額}} \geq 120\% \Rightarrow 5\% \text{加算}$	①適用要件の増加割合が4%以上 ⇒ 10%加算 ② $\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 120\% \Rightarrow 5\% \text{加算}$ ※①②併用可
	控除上限	適用年度の法人税額 × 20%	変更なし
所得拡大促進税制	適用要件	$\frac{\text{雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 101.5\%$	変更なし
	税額控除	控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15%	変更なし
	上乗せ措置	つぎの①及び②の要件を満たす場合 ⇒ 10%加算 ① $\frac{\text{雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 102.5\%$ ② A または B を満たすこと A $\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 110\%$ B 中小企業等経営強化法に基づく計画の認定を受け、その実行につき証明がされたこと	①適用要件の増加割合が102.5%以上 ⇒ 15%加算 ② $\frac{\text{教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 110\%$ ⇒ 10%加算 ※①②併用可
	控除上限	適用年度の法人税額 × 20%	変更なし

### 各制度の見直し

完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収制度	2023年10月1日以後、一定の内国法人がつぎに掲げる株式から支払いを受ける配当については所得税を課さないこととし、その配当に係る源泉徴収は行われません。 ①完全子法人株式（株式等保有割合100%） ②配当の基準日に発行済株式の $\frac{1}{3}$ 超を直接保有する内国法人の株式
一括償却資産、少額減価償却資産 (適用時期：税制改正大綱に記載なし)	対象資産から貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものが除外されます。中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満の減価償却資産）の取得価額の損金算入の特例が2年延長されます。

### お見逃しなく！

2022年1月1日から2023年12月31日までの間に行う電子取引につき、つぎの2つの要件を満たす場合には、出力書面による保存が認められます（税務署長への事前手続きは不要）。

- 保存要件に従って電磁的記録を保存できないことにつきやむを得ない事情があると認められること
- 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を提示又は提出できること